

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き 新潟市 (令和5年分所得)

● **申告相談期間中(2/16～3/15)は、申告相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、郵送での提出にご協力ください。**

◎ **市民税・県民税を減額するためには、追加する控除を申告する必要があります。** ※所得金額が均等割課税及び所得割課税の基準金額(税金上の扶養親族の数等により基準金額は変わります。)に満たない人は申告しても減額にならない場合があります。

令和6年度からの主な改正の内容

① 均等割額の変更及び森林環境税の導入

東日本大震災を契機に、全国的な防災・減災対策事業に活用することを目的に、平成26年度から均等割が1,000円引き上げされていた措置は、令和5年度をもって終了となりました。

令和6年度から森林環境税が国内に住所を有する個人に対して国税として課税され、個人住民税の均等割と併せて一人年額1,000円が賦課徴収されます。

森林環境税は市町村と都道府県に森林環境譲与税として配分され、森林整備や木材利用の促進、普及啓発等に活用されます。

② 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度から、日本国外に居住する30歳以上70歳未満(前年の12月31日時点)の親族のうち、下記ア・イ・ウのいずれにも該当しない人は扶養控除の対象外となりました。

ア 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

イ 障害者

ウ 扶養控除を申告する納税義務者から前年中、生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

③ 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得における所得税と異なる課税方式の選択の廃止

令和6年度(令和5年分)から、「特定配当に係る所得」及び「特定株式等譲渡所得金額に係る所得」について所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

1 市民税・県民税の申告が不要な人

① 所得税の確定申告書を提出する人(所得税の申告義務がある人、所得税の還付申告をする人など。)

例) 給与所得者で年末調整をしていない人(年の途中で退職し年末調整していない人)

例) 公的年金等の収入が400万円以下の人又は給与所得者(年末調整済)で、その他の所得が20万円を超える人

※確定申告の提出が必要な要件について、詳しくは税務署の確定申告の手引きをご参照ください。

② 給与所得のみの人で勤務先から新潟市へ給与支払報告書が提出されている人

③ 公的年金等のみの人(遺族年金・障害年金を除く)で支払先から新潟市へ年金支払報告書が提出されている人

④ 上記①、②、③の扶養親族となっている人(新潟市以外で課税されている人の扶養親族の場合は申告が必要です。)

2 市民税・県民税の申告が必要な人(上記1の人は除く) ※原則、令和6年1月1日現在の住所地で申告をすることになります。

① 事業・農業を営んでいた人

② 地代・家賃収入があった人

③ 配当収入(住民税が源泉徴収されていないもの)があった人

④ 公的年金以外の雑所得(個人年金など)があった人

⑤ 遺族年金や障害年金のみの受給者

⑥ 雇用保険(失業給付)のみの受給者

⑦ 育児休業中の人

⑧ 休職・求職中の人

⑨ 扶養や仕送りを受けていた人

⑩ 預貯金で生活していた人など

※申告がないと不都合が生じることがあります。
国民健康保険などの各種保険料や保育料・医療費の自己負担割合・児童手当や教育関係支援金など、市の各種制度の算定や判定に所得金額や税額が使用されています。

3 市民税・県民税の申告をした方がいい人 ※所得税の精算(=確定申告)は不要だが、追加する控除がある人など。

① 年末調整済の給与所得者や公的年金等受給者で、**所得税の精算は必要ないが追加する控除がある人**

例) 年末調整済の給与所得者で、住宅借入金等特別控除があり源泉徴収税額が「0円」の人で、医療費控除を追加で申告する。

例) 公的年金等のみ(収入金額の合計が400万円以下)の人(所得税の還付なし)で、配偶者控除や障害者控除を追加で申告する。

② (所得税の確定申告の義務がない場合) 年末調整をしていない給与所得者で所得控除を申告する人

4 市民税・県民税の申告書について

● **新潟市ホームページで申告書の作成・印刷ができます。「個人住民税額の試算と申告書の作成」ページをご覧ください。**

▶ <http://www.city.niigata.lg.jp/>



● **申告に必要なもの(添付書類チェック表)は、申告書<提出用>の右ページをご覧ください。**

・申告書には、本人・配偶者・扶養親族の個人番号の記入が必要です。

・代理人による申告の場合は、本人と代理人の身元確認書類の提出が必要です。

・郵送する人で添付資料の返却や申告書の写しをご希望の場合は、返信用封筒(切手を貼ったもの)とその旨のメモ等を同封してください。

5 申告のお問い合わせ先 ※お住まいの区の担当係又は税務署にお問い合わせください。

● 市民税・県民税の申告について

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市市民税課

<中央区・南区>市民税第1係 025-226-2245

<東区・江南区>市民税第2係 025-226-2365

<西区・西蒲区>市民税第3係 025-226-2370

<北区・秋葉区>市民税第4係 025-226-2375

● 確定申告(所得税)について

<対象区: 北区・東区・中央区・江南区・南区・西区>

新潟税務署 025-229-2151

<対象区: 秋葉区> 新潟税務署 0250-22-2151

<対象区: 西蒲区> 巻税務署 0256-72-2355

● 収入及び所得について

所得の種類 令和5年分の所得で該当するものを申告書に記入してください。

①	事業等	販売業、製造業、飲食店業、建設業、サービス業などの営業及び医師、弁護士、外交員、集金人などの事業から生じる所得	⑥	給与	給与(パート、アルバイトを含む)賃金、賞与による所得 (左下の「給与所得の計算表」から計算します。)
②	業農	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得	⑦	公的年金等	公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など)による所得 (右下の「公的年金等に係る雑所得の計算表」から計算します。)
③	不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得	⑧	雑業	シルバー人材センターの配分金・原稿料・講演料又はネットオークションを利用した個人取引などの副収入による所得 (収入金額-必要経費=所得金額となります。)
④	利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の配分金などによる所得 昭和63年4月1日以降の期間に対応の利子等は原則として5%の特別徴収(利子から天引き)による分離課税のため、申告の必要はありません。	⑨	その他	個人年金など上記①～⑧及び⑩のいずれにも該当しない所得 (収入金額-必要経費=所得金額となります。)
⑤	配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の配当などによる所得 上場株式分は原則、申告不要です。(※所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されています。)	⑩	総合譲渡	土地、建物、有価証券以外の資産(営業権、車両、機械器具など)の譲渡による所得で、所有期間によって長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。
			⑪	一時	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 ※ 総合長期、一時は「収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)」の1/2が課税対象です。

給与所得の計算表

(A) 給与等の収入金額の合計 円

申告書「1 収入金額等」の「カ」に(A)の金額を転記してください。

給与等の収入金額の合計	給与所得の金額(1円未満切捨)
～ 550,999円	0円
551,000～1,618,999円	(A)-550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	(B)×2.4+100,000円
1,800,000～3,599,999円	※(B)は千円未満切捨 (B)×2.8-80,000円
3,600,000～6,599,999円	(B)×3.2-440,000円
6,600,000～8,499,999円	(A)×0.9-1,100,000円
8,500,000～ 円	(A)-1,950,000円

(A) 給与等の収入金額を左の表にあてはめて計算し、「2 所得金額」の⑥に転記してください。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与所得から[給与等の収入金額(1,000万円上限)-850万円]×10%を控除した金額を申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。
・23歳未満の扶養親族を有する
・本人が特別障害者である
・特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する
⇒該当する場合は、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方に金額があり、その合計が10万円を超える場合は、次の式により計算した金額を申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。

⑥ = 「給与所得の計算表」で計算した金額 - 「給与所得の計算表」で計算した金額(10万円限度) + 「公的年金等に係る雑所得の計算表」で計算した金額(10万円限度) - 10万円
※1の適用がある場合は、その後控除します。

前年収入があった人 ⇒ 申告書の裏面に内訳を記入します。

給与、公的年金等

記入例

7-1 収入の内訳		
所得の種類	支払者名・法人番号又は所在地等	収入金額
給与	㈱〇〇商事	200,000円
雑(年金)	厚生労働省	600,000
雑(年金)	〇〇共済組合	2,045,836

「7-1 収入の内訳」に源泉徴収票より支払者と収入金額等を転記します。

事業、不動産

帳簿や領収書等より、収入(売上)金額と必要経費の金額を「7-2 事業(営業等・農業)所得に関する事項」や「7-3 不動産所得に関する事項」に記入します。10万円以上の償却資産(備品等)を購入した場合は、「7-4 減価償却費の計算」を記入します。

収入なし、非課税所得のみなどの人 ⇒ 申告書の裏面の「参考」に記入します。

「参考 前年中所得のなかった人などの記入欄」

の該当するところを記入します。

記入例は育児休業中で前年収入がなかったため夫の扶養となっていた場合

● 寄附金控除について

寄附金控除を受ける人 ⇒ 申告書の裏面の14-1、14-2に記入します。

「14-1 寄附金に関する事項」と「14-2 寄附先に関する事項」の両方に記入します。

※都道府県・市区町村分(特例控除対象)のワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は申告書を提出すると無効になりますので、**寄附した全額を申告**します。

※寄附をした都道府県・市区町村が特例控除対象かどうかは総務省のホームページ等で確認できます。

寄附金控除に関する証明書を添付してください。

公的年金等に係る雑所得の計算表

(C) 公的年金等の収入金額の合計 円

申告書「1 収入金額等」の「キ」に(C)の金額を転記してください。

生年月日	公的年金等の収入金額の合計	雑所得の金額(1円未満切捨)
昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001～3,299,999円	(C)-1,100,000円
	3,300,000～4,099,999円	(C)×0.75-275,000円
	4,100,000～7,699,999円	(C)×0.85-685,000円
	7,700,000～9,999,999円	(C)×0.95-1,455,000円
	10,000,000～ 円	(C)-1,955,000円
昭和34年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	～ 600,000円	0円
	600,001～1,299,999円	(C)-600,000円
	1,300,000～4,099,999円	(C)×0.75-275,000円
	4,100,000～7,699,999円	(C)×0.85-685,000円
	7,700,000～9,999,999円	(C)×0.95-1,455,000円
	10,000,000～ 円	(C)-1,955,000円

(C) 公的年金等の収入金額を上記の表にあてはめて計算し、申告書「2 所得金額」の⑦に転記してください。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合はお問い合わせください。

記入例

6 給与所得の内訳				
月	日	給	勤務日数	月取
1		円	20	80,000円
2			15	60,000
3			22	88,000

源泉徴収票をもらっていない人は、「6 給与所得の内訳」に給与明細書等で金額を確認して記入します。

記入例

参考 前年中所得のなかった人などの記入欄	
① 非課税所得により生活している	該当のものを○で囲んでください。 遺族年金・障害年金・雇用保険・その他()
② 令和6年1月1日現在他市町村に居住していた	令和6年1月1日現在の住所
③ 右記の者から扶養又は仕送りを受けている	住所 〇〇市〇区・〇町 電話 022-000-0000 氏名 新潟 太郎 生年月日 S60・6・6 続柄 夫
④ その他の事情(生活費の状況など)	該当のものを○で囲んでください。 預貯金・その他(育児休業中)

記入例

14-1 寄附金に関する事項			
都道府県・市区町村分(特例控除対象)	住所地の共同募金会・日本赤十字(都道府県・市区町村分(特例控除対象))	住所地の条例指定分(社会福祉法人・学校法人等)	
50,000円	円	新潟県分 円	新潟市分 円

記入例は都道府県・市区町村(特例控除対象)へ50,000円の寄附をした場合

● 所得から差し引かれる金額（所得控除）について

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする親族のためにあなたが支払った社会保険料
※給与や年金から天引きされている保険料は、親族の申告には使えません。（本人のみ使用可）
国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金・社会保険・厚生年金・雇用保険などの保険料

保険料の支払額が確認できる書類を添付してください。（年末調整で控除の適用を受けた場合や公的年金から天引きされている社会保険料については書類の添付は不要）

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に基づく共済掛金（旧第二種共済掛金は除く）・心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金加入者掛金

掛金の支払額が確認できる書類を添付してください。（年末調整で控除の適用を受けた場合は書類の添付は不要）

⑮ 生命保険料控除

あなたや配偶者、その他の親族を受取人とするあなたが支払った生命保険料等
※平成24年1月1日の前（旧契約）と以後（新契約）で、計算式及び控除限度額が異なります。
一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料

支払額のわかる控除証明書を添付してください。（年末調整で控除の適用を受けた場合は書類の添付は不要）

⑮ 生命保険料控除額の計算			
一般生命保険料		個人年金保険料	
A新保険料	15A	C新保険料	15C
B旧保険料	15B	D旧保険料	15D
Aの金額を右記の表（新契約用）から計算した金額		Cの金額を右記の表（新契約用）から計算した金額	
Bの金額を右記の表（旧契約用）から計算した金額		Dの金額を右記の表（旧契約用）から計算した金額	
A + B		C + D	
イとウのいずれか大きい金額		エとオのいずれか大きい金額	

⑯ 地震保険料控除

あなたや配偶者、その他の親族が所有する家屋や家財に対するあなたが支払った地震等損害部分の保険料（1年契約の火災保険は対象となりません）
地震保険料・旧長期損害保険料（※同一保険契約の場合はいずれか一つを選択となります。）

支払額のわかる控除証明書を添付してください。（年末調整で控除の適用を受けた場合は証明書の添付は不要）

⑯ 地震保険料控除額の計算	
A	地震保険料の合計額
B	旧長期損害保険料の合計額
C	Aの金額
D	Bの金額
E	C + D
※同一保険契約で上記CとDの2つが該当する場合はどちらか一つを選択となります。	

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「⑯」に「E」の金額を転記してください。

記入例	
地震保険料控除	地震契約分の支払保険料合計額

⑳ 障害者控除 あなたや同一生計配偶者（※次ページ㉑参照）、扶養親族（16歳未満を含む）が障がい者の場合

ア 特別障害者（下記イ）以外の人 ⇒ その他障害者（控除額260,000円）
イ 身体障害者手帳1～2級・療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級の人など ⇒ 特別障害者（控除額300,000円）
ウ 特別障害者のうち、あなたや配偶者、生計を一にするその他親族と同居している人 ⇒ 同居特別障害者（控除額530,000円）

障害者手帳の写し又は障害者控除対象者認定書（各区健康福祉課高齢介護担当が発行）を添付してください。（年末調整で控除の適用を受けた場合や公的年金等の源泉徴収票の障害者控除欄に記載がある場合は書類の添付は不要）

記入例	
障害者控除	障害者の種類と程度

記入例			
社会保険料控除	国民健康保険料	介護保険料	国民年金保険料
	160,000円	69,690円	
	後期高齢者医療保険料	その他(源泉徴収票より)	合計

記入例	
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済等掛金の名称

記入例	
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済等掛金の合計額

記入例			
生命保険料控除	新生命保険料合計額	旧生命保険料合計額	介護医療保険料合計額
	15A 66,000円	15B 60,000円	15E 20,000円
	新個人年金保険料合計額	旧個人年金保険料合計額	

新契約用	
①	12,000円以下・・・支払額の全額
②	12,001円～32,000円・・・支払額×0.5+6,000円
③	32,001円～56,000円・・・支払額×0.25+14,000円
④	56,001円以上・・・28,000円

旧契約用	
⑤	15,000円以下・・・支払額の全額
⑥	15,001円～40,000円・・・支払額×0.5+7,500円
⑦	40,001円～70,000円・・・支払額×0.25+17,500円
⑧	70,001円以上・・・35,000円

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「⑮」に「コ」の金額を転記してください。

㉑ 寡婦控除（控除額260,000円）

ア 合計所得金額が500万円以下で、夫と死別（生死不明含む）後、令和5年12月末において婚姻していない女性
イ 合計所得金額が500万円以下で、子以外の扶養親族を有し、夫と離別後、令和5年12月末において婚姻していない女性
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

㉒ ひとり親控除（控除額300,000円）

合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、令和5年12月末において婚姻していない人又は配偶者の生死が不明な人
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

㉓ 勤労学生控除（控除額260,000円）

大学・各種学校等（要件あり）の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得・雑所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の人

各種学校・専修学校の生徒や職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、その学校や法人から交付される証明書や学生証の写しを添付してください。（年末調整で控除の適用を受けた場合、証明書や学生証の写しの添付は不要）

記入例	
寡婦控除	寡婦控除
ひとり親控除	ひとり親控除
勤労学生控除	勤労学生控除

記入例	
障害者控除	障害者の種類と程度

㉔ 配偶者控除

生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者（事業専従者を除く）を「同一生計配偶者」と言います。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合が「控除対象配偶者」となります。（900万円超の人は控除額が変わりません。）

ア 70歳未満（昭和29年1月2日以後生まれ）の配偶者 ⇒ 一般の控除対象配偶者
イ 70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）の配偶者 ⇒ 老人の控除対象配偶者
※合計所得金額が1,000万円を超える人で、同一生計配偶者がいる人は、申告書の□に✓を記入してください。（配偶者控除は対象となりませんが、㉔の障がい者に該当する場合、障害者控除は対象となります。）

㉕ 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき、あなたと配偶者の所得金額に応じて控除額が変わります。

記入例	
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額

㉖ 扶養控除

あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族

ア 下記イ・ウ・エ以外の人（16歳未満を除く） ⇒ 一般扶養（控除額330,000円）
イ 19歳以上23歳未満（平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）の人 ⇒ 特定扶養（控除額450,000円）
ウ 70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）の人 ⇒ 老人扶養（控除額380,000円）
エ 老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居している人 ⇒ 同居老親等扶養（控除額450,000円）

※16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、市民税・県民税の非課税判定のための扶養人数に含まれますので、記載してください。

【国外居住親族（16歳未満を含む）について扶養控除等の適用を受ける場合の添付書類】（年末調整で控除を付けた場合は不要）

●親族関係書類：次の(ア)又は(イ)いずれかの書類で、国外居住親族があなたの親族であり、国外に居住していること証明するもの
(ア)「戸籍の附票の写し、又はその他の国又は地方公共団体が発行した書類」及び「国外居住親族の旅券（パスポート）の写し」
(イ) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）

●送金関係書類：国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、各人に行ったものを明らかにするもの（外国送金依頼書の控えや国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードの利用明細書等）
●国外居住の30歳以上70歳未満の親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、上記の書類のほかに該当する事由に応じて、「留学ビザ等の書類」、「障害者確認書類」、「38万円以上の送金が確認できる書類」のいずれか

※上記の書類が外国語で作成されている場合、翻訳文も添付が必要

㉗ 雑損控除

災害（震災・火災・落雷等）や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合（日常生活に通常必要な資産の損害が対象となります。）

記入例			
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	火災	令和5・〇〇・〇〇	家屋・家財
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害関連支出の金額

㉘ 医療費控除

あなたや生計を一にする親族のために、令和5年中に支払った医療費・治療費・薬代等
※「従来の医療費控除」が「セルフメディケーション税制」いずれかの選択となります。

○医療費控除の明細書の添付が必要です。なお、医療保険者等が発行する医療費通知を添付する場合は、医療費控除の明細書への記入を一部省略できます。（領収書の添付・提示のみでは申告できません。）
○医療費の領収書は添付不要ですが5年間保存してください。
○医師、歯科医師による診療や治療の費用（通院費、入院費、入院に伴う部屋代・食事代、義足・義歯の購入など）
○あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる治療のための施術の費用
○助産師による分べんの介助の費用
○治療や療養に必要な医薬品の購入費
○病院や診療所、助産所などへの通院にかかった費用（バス・電車などの公共交通機関の費用）
※タクシー代は、公共交通機関が利用できない場合や緊急を要する場合以外は一般的には対象になりません。

●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診）を行っている人が、特定一般用医薬品等（医師の処方による医薬品から薬局で購入できるような転用された医薬品）を購入した場合に受けられる控除です。（対象商品はレシート等に表示があります。）

記入例	
医療費控除	セルフメディケーション税制

㉑～㉕ 配偶者控除額・配偶者特別控除額の計算			
A	配偶者の合計所得金額	22A	円
B	あなたの合計所得金額		円
合計所得金額 = 前年度損失等の繰越控除前の総所得金額 + 退職所得 + 山林所得 + 申告分離課税（土地・建物の譲渡所得は特別控除前）の合計額			
C	配偶者控除額	Aが48万円以下かつBが1,000万円以下	円
申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉑」に「C」の金額を転記してください。			
D	配偶者特別控除額	Aが48万円超133万円以下かつBが1,000万円以下	円
申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉑」に「D」の金額を転記してください。			
		あなたの合計所得金額 B	
		900万円以下	900万円超 950万円以下
		950万円超 1,000万円以下	
		控除額	
配偶者C	一般の控除対象配偶者（70歳未満）	330,000円	220,000円
	老人の控除対象配偶者（70歳以上）	380,000円	260,000円
配偶者特別控除D	48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円
	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円
	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円
	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円
	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円
	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円
	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	
133万円超	0円	0円	0円
同一生計配偶者の合計所得金額を上記の表にあてはめて計算してください。			

記入例	
1	新瀨 太郎
2	新瀨 ハナ
3	新瀨 要

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉖」に「I」の金額を転記してください。

㉖ 基礎控除	
合計所得金額	控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,001円～24,500,000円以下	290,000円
24,500,001円～25,000,000円以下	150,000円
25,000,001円以上	0円

㉖ 雑損控除額の計算			
A	損害金額の合計額	26A	円
B	保険金などで補填される金額	26B	円
C	A - B（差引損失額）	円	G
D	申告書②の金額 + 退職所得 + 山林所得	円	H
E	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円	I
申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉖」に「I」の金額を転記してください。			

※当該金額の計算で申告分離課税（土地・建物の譲渡所得）の所得がある人は、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します。

㉗ 医療費控除額の計算			
A	支払った医療費	27A	円
B	保険金などで補填される金額	27B	円
C	A - B	円	
D	申告書②の金額 + 退職所得 + 山林所得	※1	円
E	D × 0.05	円	
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円	
G	C - F	医療費控除額	円

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉗」に「G」の金額を転記してください。（最高2,000,000円）
※当該金額の計算で申告分離課税（土地・建物の譲渡所得）の所得がある人は、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します。

●セルフメディケーション税制を選択された場合は次の式で計算します。
支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険などで補填される金額 = 12,000円 = 医療費控除額（最高88,000円）

記入例	
医療費控除	セルフメディケーション税制